

広島県グリーン購入方針 改正箇所（平成 30 年 4 月）

環境物品等		主な改正内容
1	紙類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
2	納入印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
3	文具類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ○ 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除 ○ 塗工されているものに係る判断の基準の見直し（塗工されている印刷用紙の基準を適用）
	けい紙	
	起案用紙	
4	ノート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
	オフィス家具等	
5	棚	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単一素材分解可能率を 85%以上から 90%以上に引き上げ
	収納用什器（棚以外）	
	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固体光源の製品について、製品本体重量に係る判断の基準の緩和措置の設定
	トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害化学物質に係る備考の修正（REACH規則への整合性）
6	インクカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ○ 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
	記録用メディア	
6	移動電話	
7	家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品の省エネ基準について、経過措置の延長 ○ 温水洗浄便座について、基準エネルギー消費効率の見直し
	テレビジョン受信機	
8	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務用エアコンについて、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数の基準を適用（750 以下）
	エアコンディショナー等	
8	エアコンディショナー	
9	温水器等	

環境物品等		主な改正内容
10 照明	蛍光灯照明器具	○ 品目削除
	L E D照明器具	○ 固有エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直し ○ 投光器及び防犯灯を対象に追加
	電球形状のランプ	○ ランプ効率に係る判断基準等の見直し（省エネトップランナー基準の適用製品及び適用製品以外で区分） ○ 電球形蛍光ランプ及び電球形L E D以外の電球を対象から除外
11 自動車等	自動車	○ ガソリン自動車及びL Pガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し（W L T Cモード又はJ C 08モード） ○ ガソリン乗用車，ディーゼル乗用車又はL Pガス乗用車に係る燃費基準の見直し（小型バスを除く） ○ バイオディーゼル燃料混合軽油（B 5）の積極的利用について備考に記載
12 消火器		
13 制服・作業服	帽子	○ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
14 インテリア・寝装寝具	カーテン	○ バイオベース合成ポリマー含有率の適用については，1年間の経過措置の延長
	布製ブラインド	
	ベッドフレーム	○ 合法性の確認について，クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
15 作業手袋	作業手袋	○ 未利用繊維に係る判断の基準を追加
16 その他繊維製品	集会用テント	○ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
17 設備	太陽光発電システム	○ 耐用電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断の基準に追加
	日射調整フィルム	○ 備考の追加（年間を通じた環境負荷に関する情報の開示）
18 災害備蓄用品	缶詰	○ 品目削除
19 公共工事	間伐材	○ 合法性の確認について，クリーンウッド法の施行に伴う修正
	製材	○ 合法性の確認について，クリーンウッド法の施行に伴う修正
	集成材	
	合板	○ 平成18年4月1日より伐採された原木に係る合法性の確認について記載の修正
	単板積層材	
	直交集成板	

環境物品等		主な改正内容
	フローリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成18年4月1日より伐採された原木に係る合法性の確認について記載の修正
	パーティクルボード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ○ 平成18年4月1日より伐採された原木に係る合法性の確認について記載の修正
	繊維板	
	木質系セメント板	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材・プラスチック再生複合材製品 ○ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を確認
	(追加)	
合板型枠		
20 登録リサイクル製品		
21 役務	(追加)	○ 加煙試験
	清掃	○ 備考の追加（床維持剤の剥離洗浄廃液の適正処理）
	(追加)	○ タイルカーペット洗浄
	輸配送	○ 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等
	旅客輸送	○ 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等
	飲料自動販売機設置	○ カップ式自動販売機のフロン類の不使用に係る経過措置の削除
	引越輸送	○ 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等